

規制の事前評価書（要旨）

政策の名称	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に基づく特定増殖事業を行う場合のの特例	
担当部局	林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室 電話番号：03-3591-5893	
評価実施時期	平成25年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>京都議定書の第2約束期間の最終年（平成32年）における温室効果ガス削減の自主目標を立てることが国際的に合意されており、引き続き、間伐等の実施による森林吸収源の確保を図ることが必要。さらに、主伐後の再生林において従来より2倍以上の成長に優れた種苗を用いることで、将来の森林による二酸化炭素吸収作用の強化が図られることから、これらの種苗を大量に生産できる体制を早急に整えることが必要。このため、成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する事業（特定増殖事業）の計画認定制度を創設し、当該認定を受けた者に対し、林業種苗法（昭和45年法律第89号）に基づく生産事業者の登録等や森林法（昭和26年法律第249号）に基づく伐採の届出についての規制の緩和の特例措置を含む支援措置を設定。</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容 改正後の森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第12条、第13条</p>	
想定される代替案	本規制の緩和は、今回の認定制度を導入することに伴い、既存の規制の手続を行うことによる二重の負担を課すことを避けるための必要最低限の措置であり、代替案は設定なし。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
（遵守費用）	新たな遵守費用は発生しない。	—
（行政費用）	新たな行政費用は発生しない。	—
（その他の社会的費用）	新たな社会的費用は発生しない。	—
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>ベースラインは、「本法案による①生産事業者の登録等の特例並びに②伐採の届出の特例についての改正を行わないこと」。</p> <p>① 現在、登録されていない者で特定増殖事業を実施しようとする者、又は登録されている者が特定増殖事業を実施するに当たって登録内容の変更が生じる者について、登録（又は登録内容の変更）、登録に係る申請等の行為（手間）及び登録料等の費用が不要。この費用を定量的に推計すると、以下のとおり（減少）。</p> <p>【登録】 1件当たり所要額 20,400円 × 件数43件 = 87.7万円 1件当たり所要額 20,400円 × 件数4.3件 × 年数4年間 = 35万円</p> <p>【変更】 1件当たり所要額 3,500円 × 件数1件/年 × 年数8年間 = 2.8万円 計 125.5万円</p> <p>② 特定増殖事業を実施しようとする者が、伐採の届出が必要な民有林において立木を伐採しその跡地に成長に優れた特定母樹を植栽しようとする場合は、伐採届出書の作成・届出の行為（手間）が不要。</p> <p>このほか、本法案による改正の結果、成長に優れた種苗を大量に生産できる体制の整備の促進が図られることで、成長に優れた種苗が造林に用いられることにより、将来の森林による二酸化炭素吸収作用の強化につながる。</p>	—
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	<p>規制の費用は、遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用のいずれも新たに発生しない。</p> <p>規制の便益は、特定増殖事業を実施しようとする者について、林業種苗法に基づく生産事業者の登録の申請等の書類の作成・申請等の手間及び登録等に係る費用が不要となり、登録等に係る費用（登録料等）については、125.5万円と推計される。また森林法に基づく伐採の届出書類の作成・届出の手間が不要となり、便益となる。以上のことから、費用より便益が上回る。</p>	
有識者の見解その他関連事項	—	
レビューを行う時期又は条件	平成32年頃（平成32年度までに行われる成長に優れた母樹の増殖に限定した期限付きの措置である。）	
備考	<p>本法案と同様に、計画事項について都道府県知事が事前に市町村の長に意見を聴くこと等の同様の趣旨規定を設けた上で森林法第10条の8の第1項の規定を適用除外としている法律は以下のとおり。</p> <p>・木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）</p>	